

市第174号議案 栄区飯島町及び小菅ヶ谷二丁目所在土地の取得

【特別緑地保全地区指定等拡充事業（飯島町特別緑地保全地区）の土地の取得】

1 取得予定地

所 在	栄区飯島町字宮ノ前 2,121 番の 2 及び栄区小菅ヶ谷二丁目 1,575 番の 1 外 45 筆 （市街化区域）
地 目	山林 外
地 積	31,872.89 m ²
金 額	1,498,025,830 円（47,000 円/m ² ） （横浜市財産評価審議会答申の評価額に基づく金額）
土地所有者 （契約の相手方）	<small>だいわ</small> 大和ハウス工業株式会社

2 取得理由

「飯島町特別緑地保全地区」の指定地内の土地所有者から、都市緑地法に基づく買入れの申出があったため、次の規定により取得します。

< 根拠法令 >

都市緑地法第 17 条

「特別緑地保全地区内の土地について、所有者から買入れのべき旨の申出があった場合、買入れるものとする」

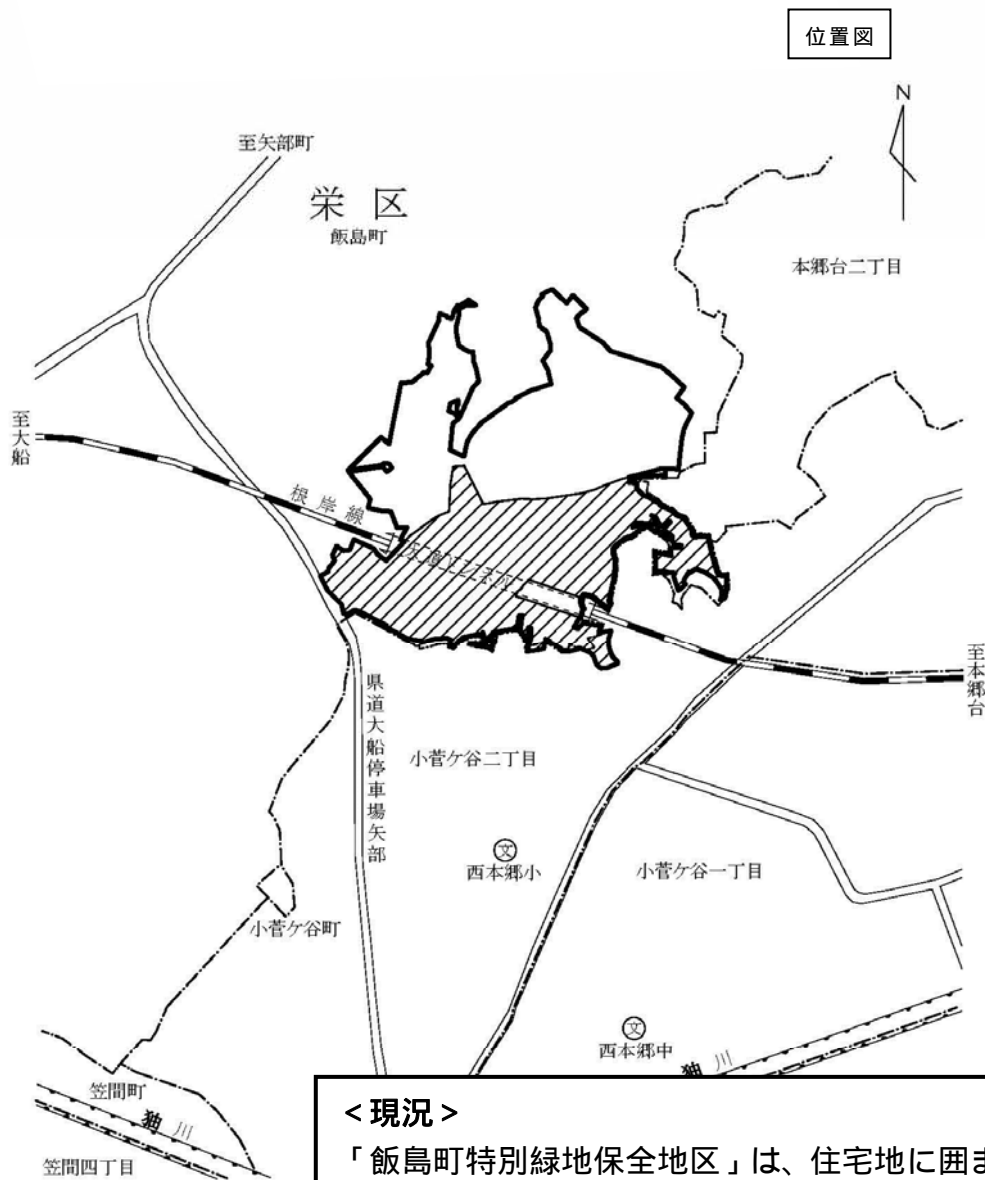
3 今後の予定

取得予定地について、議案の議決後、土地売買契約を締結します。また、当該地区内の残りの土地についても、次年度以降、順次取得します。

【参考 取得予定地に関するこれまでの主な経緯】

平成 9 年	開発計画の相談にあわせ、保全の働きかけ
平成 12 年 6 月	<small>だいわ</small> 大和団地(株)が当該地の開発許可を取得
平成 24 年 2 月	「飯島町特別緑地保全地区」都市計画決定
平成 24 年 5 月	都市緑地法に基づく「土地買入申出書」の受理

栄区飯島町及び小菅ヶ谷二丁目所在土地取得案内図及び位置図



凡 例	
— — — —	町 界
▨ ▨ ▨ ▨	取得予定地
▭	飯島町特別緑地保全地区

< 現況 >
 「飯島町特別緑地保全地区」は、住宅地に囲まれた市街化区域にありながら、豊かな自然環境が残るまとまりのある緑地で、落葉樹、常緑広葉樹及び竹林からなる混合林です。全体面積：約6.7ha